

○奈良県環境影響評価条例

平成十年十二月二十二日
奈良県条例第十一号

奈良県環境影響評価条例をここに公布する。

奈良県環境影響評価条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 環境影響評価技術指針(第四条)
- 第三章 環境影響評価その他の手続
 - 第一節 配慮書の作成等(第四条の二—第四条の九)
 - 第二節 方法書の作成等(第五条—第十一条)
 - 第三節 準備書の作成等(第十二条—第十八条)
 - 第四節 評価書の作成等(第十九条—第二十二条)
 - 第五節 対象事業の内容の修正等(第二十三条・第二十四条)
 - 第六節 評価書の公告及び縦覧後の手続(第二十五条—第三十一条)
- 第四章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例(第三十二条)
- 第五章 法対象事業に係る手続(第三十三条—第三十五条)
- 第六章 雑則(第三十六条—第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、本県において環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に反映させるための措置をとること等により、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(平二五条例二一・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する第二種事業及び同条第四項に規定する対象事業を除く。)をいう。

- 一 道路の新設及び改築の事業
- 二 ダムの新築の事業
- 三 鉄道の建設及び改良の事業
- 四 工場の設置又は変更の事業
- 五 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業
- 六 スポーツ又はレクリエーションの施設の設置又は変更の事業
- 七 土地区画整理事業
- 八 住宅団地の造成事業(前号に掲げるものを除く。)
- 九 工業団地の造成事業(第七号に掲げるものを除く。)
- 十 土石の採取の事業
- 十一 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則

で定めるもの

- 3 この条例(この章を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施する者(委託に係る対象事業の実施にあつては、その委託をする者)をいう。

(平二五条例二一・一部改正)

(県等の責務)

第三条 県、事業者及び県民は、環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるとともに、事業に係る環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

(平一二条例一九・一部改正)

第二章 環境影響評価技術指針

第四条 知事は、環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的な事項に関する指針(以下「環境影響評価技術指針」という。)を定めるものとする。

- 2 環境影響評価技術指針は、奈良県環境基本条例(平成八年十二月奈良県条例第七号)第九条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次条の計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項

二 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法に関する事項

三 環境の保全のための措置に関する事項

- 3 知事は、環境影響評価技術指針を定めようとするときは、奈良県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

- 4 知事は、環境影響評価技術指針を定めたときは、これを告示するものとする。

- 5 前二項の規定は、環境影響評価技術指針の改定について準用する。

(平二五条例二一・一部改正)

第三章 環境影響評価その他の手続

第一節 配慮書の作成等

(平二五条例二一・追加)

(計画段階配慮事項についての検討)

第四条の二 配慮書対象事業(第二条第二項の規則で定める事業(法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項の規定による通知がなされた法第二条第三項に規定する第二種事業を除く。)をいう。以下同じ。)を実施しようとする者(委託に係る配慮書対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。)は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価技術指針で定める事項を決定するに当たっては、環境影響評価技術指針で定めるところにより、一又は二以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域(以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。)における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

(平二五条例二一・追加)

(配慮書の作成等)

第四条の三 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

一 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 配慮書対象事業の目的及び内容

三 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

- 2 相互に関連する二以上の配慮書対象事業を実施しようとする場合は、当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(平二五条例二一・追加)

(配慮書の送付)

第四条の四 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及び

これを要約した書類(以下「配慮書要約書」という。)を送付しなければならない。

(平二五条例二一・追加)

(配慮書についての公告及び縦覧)

第四条の五 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、配慮書及び配慮書要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二五条例二一・追加)

(配慮書についての意見書の提出)

第四条の六 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、配慮書事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

(平二五条例二一・追加)

(配慮書についての意見の概要の送付)

第四条の七 配慮書事業者は、前条の期間を経過した後、知事及び第四条の四に規定する市町村長に対し、前条の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(平二五条例二一・追加)

(配慮書についての知事の意見)

第四条の八 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、審議会の意見を聴いて、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について第四条の四に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案するとともに前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

(平二五条例二一・追加)

(配慮書対象事業の廃止等)

第四条の九 第四条の五の規定による公告を行った配慮書事業者(第七条又は法第七条の規定による公告を行ったものを除く。)は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第四条の四に規定する市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第四条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。

三 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。

(平二五条例二一・追加)

第二節 方法書の作成等

(平二五条例二一・旧第一節繰下)

(方法書の作成)

第五条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、第四条の六の意見が述べられたときはこれに配意し、第四条の八第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第四条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)二 対象事業の目的及び内容

三 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

四 第四条の三第一項第四号に掲げる事項

- 五 第四条の六の意見
- 六 第四条の八第一項の知事の意見
- 七 前二号の意見についての事業者の見解
- 八 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 九 その他規則で定める事項

2 事業者が法第三条の十第二項の規定により適用される法第三条の三第一項の規定により配慮書を作成している場合における前項の規定の適用については、同項中「配慮書の」とあるのは「法第三条の三第一項の配慮書の」と、「第四条の六の意見が述べられたときはこれに配意し、第四条の八第一項の意見」とあるのは「法第三条の六の意見」と、「第四条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価技術指針で定める事項」とあるのは「法第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項」と、同項第四号中「第四条の三第一項第四号」とあるのは「法第三条の三第一項第四号」と、同項第六号中「第四条の八第一項の知事」とあるのは「法第三条の六の主務大臣」と、同項第九号中「その他規則で定める事項」とあるのは「法第五条第一項第八号に掲げるその他環境省令で定める事項」とし、同項第五号の規定は、適用しない。

3 第四条の三第二項の規定は、方法書の作成について準用する。

(平二五条例二一・一部改正)

(方法書の送付)

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類(以下「方法書要約書」という。)を送付しなければならない。

(平二五条例二一・一部改正)

(方法書についての公告及び縦覧)

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、方法書及び方法書要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二五条例二一・一部改正)

(方法書説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより前項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、方法書要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

4 事業者は、規則で定めるところにより、第一項の規定により方法書説明会を開催した場合にあつてはその実施状況を、前項の規定により方法書説明会を開催しなかった場合にあつてはその事由及び方法書の記載事項を周知させるためにとつた方法を、速やかに、知事及び第六条に規定する市町村長に報告しなければならない。

(平二五条例二一・追加)

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

(平二五条例二一・一部改正)

(方法書についての意見の概要の送付)

第九条 事業者は、前条の期間を経過した後、知事及び第六条に規定する市町村長に対し、前条の規定

により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての知事の意見)

第十条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、審議会の意見を聴いて、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第四条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定により知事が方法書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四条の四に規定する市町村長」とあるのは、「第六条に規定する市町村長」と読み替えるものとする。

(平二五条例二一・一部改正)

(環境影響評価の実施)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに第八条の意見に配意して第五条第一項第八号に掲げる事項に検討を加え、環境影響評価技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、環境影響評価技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

(平二五条例二一・一部改正)

第三節 準備書の作成等

(平二五条例二一・旧第二節繰下)

(準備書の作成)

第十二条 事業者は、前条第二項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

一 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 第八条の意見の概要

三 第十条第一項の知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

イ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

七 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 第四条の三第二項の規定は、準備書の作成について準用する。

(平二五条例二一・一部改正)

(準備書の送付)

第十三条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第六条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条及び第十条第一項の意見並びに第十一条第二項の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第六条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「準備書要約書」という。)を送付しなければならない。

(平二五条例二一・一部改正)

(準備書についての公告及び縦覧)

第十四条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び準備書要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

い。

(平二五条例二一・一部改正)

(準備書説明会の開催等)

第十五条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための準備書説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第六条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(平二五条例二一・一部改正)

(準備書についての意見書の提出)

第十六条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十四条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第十七条 事業者は、前条の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同条の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての知事の意見)

第十八条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、審議会の意見を聴いて、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第四条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四条の四に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(平二五条例二一・一部改正)

第四節 評価書の作成等

(平二五条例二一・旧第三節繰下)

(評価書の作成)

第十九条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに第十六条の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。)同条から第二十一条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号又は第十二条第一項第二号から第四号まで若しくは第七号に掲げる事項の修正(前号に該当するものを除く。)次項並びに次条及び第二十一条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 環境影響評価技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

一 第十二条第一項各号に掲げる事項

二 第十六条の意見の概要

三 第十八条第一項の知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

(評価書の送付)

第二十条 事業者は、評価書を作成したときは、知事及び関係市町村長に当該評価書及びこれを要約した書類(次条において「評価書要約書」という。)を送付しなければならない。

(平二五条例二一・一部改正)

(評価書についての公告及び縦覧)

第二十一条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、評価書及び評価書要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二五条例二一・一部改正)

(許可等の審査に際しての配慮等)

第二十二条 知事は、事業者が対象事業を実施することについて法令の規定に基づく許可、認可その他これに類する行為(以下「許可等」という。)又は届出(当該届出に係る法令において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)を要する場合において、当該許可等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有するときは、当該許可等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合において、許可等を行い、又は特定届出を受理する権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許可等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有する者に対し、評価書の写しを送付し、当該許可等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

(平一二条例一九・一部改正)

第五節 対象事業の内容の修正等

(平二五条例二一・旧第四節繰下)

(事業内容の修正の場合等の環境影響評価その他の手続)

第二十三条 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから第二十一条の規定による公告を行うまでの間に第五条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合(第十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から第二十一条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

2 知事は、事業者が第十四条の規定による公告の日の翌日から起算して五年を経過した日以後に第二十一条の規定による公告を行おうとする場合には、当該事業者に対し、更に第五条から第二十一条までの規定の例による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を行うことを求めることができる。

(対象事業の廃止等)

第二十四条 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから第二十一条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第五条第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第六節 評価書の公告及び縦覧後の手続

(平二五条例二一・旧第五節繰下)

(対象事業の実施の制限)

第二十五条 事業者は、第二十一条の規定による公告を行うまでは、対象事業(第十九条第一項及び第二十三条第一項の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

2 事業者は、第二十一条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第一項の規定は、第二十一条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあ

るのは、「公告(同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(事業者の環境の保全の配慮)

第二十六条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

(対象事業の着手の届出)

第二十七条 事業者は、対象事業の実施に着手したときは、遅滞なく、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。

(環境の保全のための措置の実施状況の報告等)

第二十八条 事業者は、規則で定めるところにより、評価書に記載した第十二条第一項第六号イに掲げる措置の実施の状況を知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

2 事業者は、評価書に第十二条第一項第六号ウに掲げる措置を記載した場合は、規則で定めるところにより、当該措置の結果を知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

3 知事は、前二項の規定による報告を受けた場合において、環境の保全上必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 知事は、前項の措置を講ずることを求めたときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

(対象事業の完了の届出)

第二十九条 事業者は、対象事業が完了したときは、遅滞なく、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。

(対象事業完了後の環境の保全のための措置の報告等)

第二十九条の二 事業者は、対象事業が完了したときは、規則で定めるところにより、それまでに行った第十二条第一項第六号イに掲げる措置の実施の状況、同号ウに掲げる措置及び同号ウに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって当該事業の実施において講じたものについて、知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による報告の内容について、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

(平二五条例二一・追加)

(評価書の公告後における対象事業の廃止等)

第三十条 第二十四条の規定は、第二十一条の規定による公告を行ってから当該対象事業が完了するまでの間において、第二十四条第一項各号のいずれかに該当することとなった事業者について準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第三十一条 事業者は、第二十一条の規定による公告の日の翌日から起算して五年を経過した日以後に対象事業の実施に着手しようとするときは、当該対象事業の実施に着手しようとする日の六十日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、事業者が第二十一条の規定による公告の日の翌日から起算して五年を経過した日以後に対象事業の実施に着手しようとする場合には、当該事業者に対し、更に第五条から第二十一条までの規定の例による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を行うことを求めることができる。

3 第二十三条から第二十五条までの規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「公告」とあるのは、「公告(第三十一条第二項の規定により環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

第四章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(平二五条例二一・改称)

第三十二条 配慮書対象事業若しくは対象事業(以下この条において「対象事業等」という。)が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業等又は対象事業等に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業等についての環境影響評価その他の手続については、規則で定める。

(平二五条例二一・一部改正)

第五章 法対象事業に係る手続

(法の規定により知事が意見を述べる場合の手続)

第三十三条 第四条の八の規定は、法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項の規

定による通知がなされた法第二条第三項に規定する第二種事業について準用する。この場合において、第四条の八第一項中「前条の書類の送付を受けた」とあるのは「法第三条の七第一項(法第三条の第十第二項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により意見を求められた」と、「配慮書事業者」とあるのは「法第三条の七第一項の規定により意見を求めた者」と、「配慮書について」とあるのは「法第三条の三第一項の配慮書について」と、同条第二項中「配慮書について」とあるのは「法第三条の三第一項の配慮書について」と、「第四条の四に規定する」とあるのは「関係する」と、同条第三項中「勘案するとともに前条の書類に記載された意見に配慮する」とあるのは「勘案する」と読み替えるものとする。

2 知事は、法第十条第一項又は法第二十条第一項の規定により意見を述べる場合には、審議会の意見を聴くものとする。

(平二五条例二一・一部改正)

(法対象事業に係る環境の保全のための措置の実施状況の報告等)

第三十四条 第二十七条から第二十九条まで及び第三十八条の規定は、法第二条第四項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条	事業者	法第二条第五項に規定する事業者(以下「法事業者」という。)
	関係市町村長	法第十五条に規定する関係市町村長(以下「法関係市町村長」という。)
第二十八条第一項	事業者	法事業者
	評価書	法第二十一条第二項に規定する評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後の評価書。以下「法評価書」という。)
	第十二条第一項第六号イ	法第十四条第一項第七号ロ
	関係市町村長	法関係市町村長
第二十八条第二項	事業者	法事業者
	評価書	法評価書
	第十二条第一項第六号ウ	法第十四条第一項第七号ハ
	関係市町村長	法関係市町村長
第二十八条第三項	事業者	法事業者
第二十八条第四項	関係市町村長	法関係市町村長
第二十九条	事業者	法事業者
	関係市町村長	法関係市町村長
第三十八条第一項	事業者	法事業者

(平二五条例二一・一部改正)

第三十四条の二 法第二条第五項に規定する事業者は、規則で定めるところにより、法第三十八条の二第一項に規定する報告書に記載された事項を知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

(平二五条例二一・追加)

(法の規定による評価書の公告後における法対象事業の廃止等)

第三十五条 法第二条第五項に規定する事業者は、法第二十七条の規定による公告を行ってから当該法対象事業が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び法第十五条に規定する関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 法対象事業を実施しないこととしたとき。

二 法第五条第一項第二号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が法対象事業に該当しないこととなったとき。

第六章 雑則

(近隣府県の知事との協議)

第三十六条 知事は、関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれている場合において必要があると

認めるときは、当該地域における環境影響評価その他の手続について、当該地域を管轄する府県の知事と協議するものとする。

(平二五条例二一・一部改正)

(報告等の徴収)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、配慮書事業者及び事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(平二五条例二一・一部改正)

(立入調査)

第三十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所又は対象事業が実施されている地域に立ち入り、当該対象事業の実施の状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(政令の改廃に伴う経過措置)

第三十九条 法第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令の改廃により新たに対象事業となる事業について、法の定めるところに従って作成された書類があるときは、当該書類は、この条例の相当規定により作成された書類とみなす。

(適用除外)

第四十条 第二章からこの章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

三 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業

2 第三章第一節の規定は、災害の発生その他の特別の事情により、緊急に実施する必要があると知事が認める事業については、適用しない。

3 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する事業を行う場合は、可能な限り、環境の保全について適正な配慮を行うよう努めなければならない。

(平二五条例二一・一部改正)

(勧告及び公表)

第四十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 この条例の規定に違反して、環境影響評価その他の手続を行わない者

二 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書又は評価書を提出した者

三 第二十三条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により求められた環境影響評価その他の手続を行わない者

四 第二十五条第一項(同条第三項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、対象事業を実施した者

五 第二十八条第一項又は第二項(第三十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十八条第三項(第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により求められた措置を講じない者

七 第三十一条第二項の規定により求められた環境影響評価その他の手続を行わない者

八 第三十七条の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

九 第三十八条第一項(第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(平二五条例二一・一部改正)

(その他)

第四十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成一一年規則第四三号で平成一一年一二月二日から施行。ただし、第四条の規定は、平成一一年規則第二一号で平成一一年九月二日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、法の定めるところに従って作成された書類又は環境影響評価その他の手続に相当する手続を経て作成されたと知事が認める書類があるときは、当該書類は、この条例の相当規定により作成された書類とみなす。
- 3 対象事業であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に当該事業の実施に係る許可等の申請その他の行為で規則で定めるものがなされた事業(施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第二章から第六章までの規定は、適用しない。
- 4 施行日前に当該事業の実施に係る許可等の申請その他の行為で規則で定めるものがなされた事業であって、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。)により対象事業として実施されるものについては、第二章から第六章までの規定は、適用しない。
- 5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

附 則(平成一二年条例第一九号)抄

(施行期日)

- 第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第二一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第七項から第十項までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の奈良県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第七条、第十四条又は第二十一条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る奈良県環境影響評価条例第五条第一項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同条例第十二条第一項に規定する環境影響評価準備書又は同条例第十九条第二項に規定する環境影響評価書について適用する。
 - 3 新条例第七条の二の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。
 - 4 新条例第二十九条の二の規定は、施行日以後に新条例第二十九条の届出を行った事業について適用する。
 - 5 新条例第三十三条第一項から第三項までの規定は、施行日以後に法第三条の七第一項(法第三条の十第二項の規定により適用される場合を含む。)の規定により意見を求められた場合について適用する。
 - 6 新条例第三十四条の二の規定は、施行日以後に法第三十八条の三第一項に規定する送付を行った事業について適用する。
 - 7 第二条の規定による改正後の奈良県環境影響評価条例(以下「第二条による改正後の条例」という。)第四条の二から第四条の八までの規定(第二条による改正後の条例第三十三条第一項の規定において準用する第四条の八の規定を含む。)は、附則第一項ただし書の規定による施行の日(以下「ただし書施行日」という。)前に方法書を公告した事業については、適用しない。
 - 8 第二条による改正後の条例第五条第一項及び第二項の規定は、ただし書施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。
 - 9 ただし書施行日以後に第二条による改正後の条例第四条の二に規定する配慮書事業者となるべき者は、ただし書施行日前において、第二条による改正後の条例第三章第一節の規定の例による第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。
 - 10 前項の規定による手続が行われた第二条による改正後の条例第四条の二に規定する配慮書対象事業については、当該手続は、第二条による改正後の条例の相当する規定によりただし書施行日に行われ

たものとみなす。